

令和7年竹田市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和7年1月6日(月) 午後3時05分～午後4時05分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 主任：河崎凌央

6. 議事

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 6件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 6件

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について 10件

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第6号 非農地証明について 8件

会長

あいさつ

係長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(15時05分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第1回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は2番 改木謙士委員、3番 猪九州男委員の両名を指名いたします。

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が9件ありましたので報告します。

続いて報告第2号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 6件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 6件

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について 10件

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第6号 非農地証明について 8件

以上43案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第1号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は5年5ヶ月の使用貸借による権利の設定を行うものです。賃貸借から使用貸借への変更です。

2番、4番、5番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3 番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

6 番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第1号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第1号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第2号の農用地利用集積等促進計画案は農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第2号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番の借り手は〇〇〇〇〇です。

5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

6番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第2号について事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第2号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字倉木字柞ノ原〇〇〇〇外2筆 畑3筆 合計面積2,791平方メートルを国庫補助事業 果樹経営支援対策事業を活用してカボス栽培に取り組むため今回編入する計画の農地です。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため編入に問題はないと考えます。

議長

次に2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積807平方メートルを譲り渡し先の葬祭会社が駐車場として利用する計画の農地です。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の2の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字久住字宮野尾〇〇〇〇 田1筆 面積558平方メートルを一般住宅用地とする計画の農地です。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第3号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第3号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

次に議案第4号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。なお議案第4号は分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に議案第4号の10番を審議します。

11番 工藤明秀委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

議長

議案第4号の10番の説明を事務局に求めます。

事務局

10番の借り手は、〇〇〇〇です。20年間の使用貸借、新規設定です。労力3人、水稻・しいたけ中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第4号の10番について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第4号の10番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第4号の10番 農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

11番 工藤明秀委員は、ご着席ください。

議長

続いて、議案第4号の1番から9番について事務局に説明を求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。20年間の使用貸借、再設定です。

6 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5 年間の賃貸借、新規設定です。

7 番の借り手は、〇〇〇〇〇です。3 年間の賃貸借、新規設定です。労力 2 人、畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。3 年間の賃貸借、再設定です。

9 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5 年 2 ヶ月間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第 4 号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第 4 号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお議案第 5 号は分割して質疑、採決を行います。

最初に議案第 5 号の 9 番および 10 番を審議します。4 番 首藤徳子委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

議長

最初に 9 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 5 号の 9 番の案件は、譲渡人〇〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字草深〇〇〇〇 田 1 筆 面積 4 2 5 平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は 4 2 5 平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第5号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思へまゝす。この方は大分市在住ですが両親と共同で野菜を作る予定です。

議長

続いて10番の説明を、事務局に求めまゝす。

事務局

議案第5号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字由原〇〇〇〇外4筆 田5筆 合計面積9,921平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,424平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第5号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター2台・コンバイン共同2台・田植機共同2台所有しており、稲作、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思へまゝす。

議長

只今、議案第5号の9番および10番について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第5号の9番および10番について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号の9番および10番 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

4番 首藤徳子委員はご着席ください。

議長

続いて議案第5号の1番から8番について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第5号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字植木字栗元〇〇〇〇 田1筆 面積990平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は72,174平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第5号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台、その他ディスクロータリー、ハローなど数台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人 〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字山王〇〇〇〇 田1筆 面積1,186平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は14,658.17平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7 番 坂本大蔵委員

議案第5号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考ゑまゝす。

議長

続いで3番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第5号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積1, 558平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9, 667平方メートルです。

議長

7 番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いしまゝす。

7 番 坂本大蔵委員

議案第5号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作、ぶどう中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考ゑまゝす。

議長

続いで4番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第5号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字菅生字甘椽〇〇〇〇外6筆 田3筆、畑4筆 合計面積14, 860平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は21, 124平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第5号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・耕運機2台・移植機1台・管理機1台・マニースプレッダー1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字茶屋ケ原〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積2,646平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は29,432平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第5号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター2台・コンバイン共同1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字小畑〇〇〇〇畑1筆 面積1,134平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,488平方メートルです。

議長

1 番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

議案第5号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

つゝいて7番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第5号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字上宮田〇〇〇〇外7筆 田8筆 合計面積15,044平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,062平方メートルです。

議長

3 番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3 番 猪九州男委員

議案第5号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバインと田植機は中山間で対応します。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

つゝいて8番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第5号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字一谷〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積2,629平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,085平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第5号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおひ許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第5号1番から8番について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。はい工藤委員。

11番 工藤明秀委員

5番と6番で出てきている〇〇〇〇ですが片方は買って、片方は売るとなっていますが別の人ですか。

事務局

5番と6番の〇〇〇〇は同一人物です。5番の売り手は市外在住で今回の売買となりました。6番の方へは贈与です。

議長

他にありませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第5号1番から8番について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よつて、議案第5号1番から8番 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第6号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字柿木〇〇〇〇外6筆 登記地目 田6筆、畑1筆 合計面積1,455平方メートルの非農地申請をしたものです。平田〇〇〇〇は昭和13年に住居を建て現在に至っています。その他の申請地は獣害がひどいため平成13年頃から農地としての管理ができなくなり現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野・宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字会々字平〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積436平方メートルの非農地申請をしたものです。申請者は福岡県に住んでおり平成7年の相続当時から農地として管理ができず現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地 竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積46平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡母が管理していましたが高齢で

管理ができなくなり現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字高伏字神園〇〇〇〇外1筆 登記地目 田1筆、畑1筆 合計面積1,034平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡母が管理していましたが獣害がひどく昭和49年に一部植林をし現況は山林・原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字城原字丸畑〇〇〇〇外13筆 登記地目 田12筆、畑2筆 合計面積2,511平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は道路や水路の条件が悪く農地としての管理ができず平成9年の相続当時から植林するなどし現況は山林・原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市荻町恵良原字下ノ原〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積50平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は令和5年に国土調査により原野から畑に地目変更されましたが狭小地で畑として利用できず現況は原野となっています。

平成21年12月11日付け国の農地法の運用について 第4(4)その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。なお令和5年の国土調査による地目変更は平成25年時点の成果ですが申請地の過去の地目は登記・課税・農地台帳全てにおいて原野でした。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字久住字青祓〇〇〇〇 登記地目 田1筆 畑3筆 合計面積3,814平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕

作していたが獣害がひどく平成１０年頃から農地として管理できなくなり現況は山林・原野となっています。
顛末書が添付されています。

議長

１０番 島村委員に調査報告をお願いします。

１０番 島村宏司委員

７番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて８番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第６号の８番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字村〇〇〇〇 登記地目 田１筆 面積９７平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成１１年の基盤整備事業で残地として土地交換した狭小地で農地として利用できず現況は原野となっています。

議長

４番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

４番 首藤徳子委員

８番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第６号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第６号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和7年竹田市農業委員会第1回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(16時05分)